

鳥取砂丘らっきょう花マラソン大会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取砂丘らっきょう花マラソン大会補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域の魅力を活かした健康マラソンとして開催する鳥取砂丘らっきょう花マラソン大会の開催に対し、補助金を交付することにより、広くらっきょうの里鳥取市のPRと参加者相互の親睦、健全なスポーツ活動の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取砂丘らっきょう花マラソン大会実行委員会とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業は、鳥取砂丘らっきょう花マラソン大会とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額から参加料等の本補助金以外の収入金の額を控除した額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

第9条 規則第11条第1項ただし書きの規定に基づき、本補助金は概算払いにより交付できるものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する実績報告は、補助対象事業の完了の日から起算して1か月を経過する日又は当該交付金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、福部町総合支所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度の補助事業から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 21 日から施行し、平成 30 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。